

## 回 答 書

件 名 : (仮称) 浦添市多目的運動施設新築工事 (観るスポーツ) (機械)

回答日 令和 7 年 10 月 1 日

担当課 : 建築営繕課

## 回 答 内 容

質疑

1. 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。とありますが、監理技術者補佐と現場代理人は兼務できますか。

回答

工事ごとに監理技術者補佐を置く場合、同一工事内であれば監理技術者補佐と現場代理人の兼務は可能です。